

# 第2次みやざき 男女共同 参画プラン

平成24年度～28年度



## プラン策定の趣旨

男女が互いにその人権を尊重しつつ責任もわかちあい、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会を実現することは、私たちの共通の願いです。また、少子高齢化の進行や社会経済情勢の変化に対応し、豊かで活力ある社会を築いていく観点からも、その実現が強く求められています。

これまでの取組により、女性が社会の様々な分野で活躍する場面がみられるなど一定の成果がありましたが、政策・方針決定過程への参画は十分とはいえず、また、県民意識調査の結果をみても、依然として固定的性別役割分担意識は根強く残っている状況です。このほか、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現、配偶者等からの暴力の問題など様々な課題が存在しており、男女共同参画推進の取組を一層加速させていく必要があります。

このような状況を踏まえ、男女共同参画に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、着実に男女共同参画社会の実現を図るため、「第2次みやざき男女共同参画プラン」を策定しました。

## プランの性格及び役割

- 「宮崎県男女共同参画推進条例」（平成15年3月12日公布）の基本理念に基づき、男女共同参画社会づくりに向けた取組を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画です。
- 男女共同参画社会基本法第14条に規定されている「都道府県男女共同参画計画」に位置づけられ、国の「男女共同参画基本計画」を勘案した法定計画です。
- 県はもとより、県民や市町村、民間企業、各種団体等がそれぞれの立場から男女共同参画社会の実現に向けて取り組んでいくための指針とするものです。

## プランの計画期間

平成24年度から平成28年度までの5年間



# プランが目指す男女共同参画社会のすがた

- 男性も女性も、子ども、高齢者、障がい者も、誰もが家族の一員として尊重され、互いに支え合い、家庭生活を築いています。
- 掃除、洗濯、食事のしたくや後片付け、育儿、介護など、あらゆる場面で家族全員が協力して分担しています。
- 子どもの個性や能力を伸ばすような家庭教育が行われています。

## 家庭では

- 性別にとらわれず、一人ひとりの個性や能力を伸ばすような教育が行われ、子どもたちも互いの個性を尊重しています。
- 育児や介護、ボランティア活動など、学校の実態や生徒の発達段階や特性等に応じた体験学習を通じ、社会の一員として協力しあう態度が育まれています。
- 進学や就職に際して、個人の適性を尊重した進路選択がなされています。

## 学校では

- 募集、採用や配置、昇進、賃金、退職などのあらゆる場面で、男女格差が解消され、個性や能力が十分に發揮されています。
- 方針決定過程へ男女が対等に参画し、活力ある経営が行われています。
- 家庭生活・地域活動と仕事とのバランスを取れる労働環境が整い、男性も女性も共にゆとりをもって生き生きと働いています。

## 職場では

- 固定的な性別役割分担意識に基づく古い習慣やしきたりが見直され、一人ひとりがお互いの行動や考え方を尊重しています。
- 性別や年代を超えて、地域の意思決定の場へ様々な人が参画し、豊かで住みよい地域づくりに貢献しています。
- 地域の支え合いや社会制度の整備により、子育てや介護についての協力体制が整い、誰もが安心して暮らしています。

## 地域社会では

# プランの基本理念

本プランでは、条例に基づき、次の6つを基本理念とします。

- |                       |                      |
|-----------------------|----------------------|
| ① 男女の人権の尊重            | ④ 家庭生活における活動と他の活動の両立 |
| ② 社会における制度又は慣行についての配慮 | ⑤ 男女の生涯にわたる健康への配慮    |
| ③ 意思の形成及び決定への共同参画     | ⑥ 国際社会における動向への配慮     |

# プランの基本目標

- |                                 |
|---------------------------------|
| I 男女共同参画社会づくりに向けた意識の改革          |
| II 男女が多様な分野で活躍できる環境の整備          |
| III 男女の人権が尊重され、誰もが安心して暮らせる社会の構築 |

## プランの体系

# 男女共同参画社会づくり

### 基本目標

I

男女共同参画社会づくりに向けた  
意識の改革

II

男女が多様な分野で活躍できる  
環境の整備

III

男女の人権が尊重され、  
誰もが安心して暮らせる社会の構築

推進体制

- ① 県の推進体制
- ② 宮崎県男女共同参画センターの機能強化
- ③ 市町村との連携強化
- ④ 関係機関・NPO等との連携・協働
- ⑤ 計画の進行管理

## 重点分野

### 1 男女共同参画の理解の促進

### 2 男性・子どもにとっての男女共同参画の推進

### 3 社会における女性の活躍の場の拡大

### 4 男女の平等な就業環境の整備

### 5 男女の仕事と生活の調和

### 6 地域における男女共同参画の推進

### 7 女性に対するあらゆる暴力の根絶

### 8 生涯を通じた女性の健康支援

### 9 様々な生活困難を抱える人々への対応

## 施策の基本的方向

- 1 理解と共感を広げる広報・啓発活動の推進
- 2 男女共同参画を推進する学習機会の充実
- 3 男女共同参画の視点に立った慣習・慣行の見直し
- 4 男女共同参画に配慮したメディア表現の促進

- 5 男性に対する広報・啓発活動の推進
- 6 男性に対する支援体制の充実
- 7 子どもの頃からの男女共同参画の理解の促進
- 8 子どもに関する支援体制の充実

- 9 政策・方針決定過程への女性の参画拡大
- 10 女性のチャレンジ支援
- 11 女性の人材の育成と情報収集・整備

- 12 雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保
- 13 多様な就業ニーズを踏まえた就業環境の整備
- 14 活力ある農山漁村の実現に向けた男女共同参画の確立

- 15 仕事と家庭の両立支援と働き方の見直し
- 16 家庭・地域生活への男女の共同参画の促進
- 17 多様なライフスタイルに対応した子育て支援策の充実

- 18 地域における男女共同参画の基盤づくり
- 19 地域づくり、観光、環境の分野における男女共同参画の推進
- 20 防災の分野における男女共同参画の推進

- 21 女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けた環境づくり
- 22 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・支援体制の充実
- 23 セクシュアル・ハラスメント、性犯罪等対策の推進

- 24 性と妊娠・出産等に関する健康と権利に対する支援
- 25 生涯を通じた女性の健康の保持増進対策の推進
- 26 女性の健康に影響を及ぼす問題についての対策の推進

- 27 ひとり親家庭の生活安定と自立支援
- 28 高齢者、障がい者、外国人等が安心して暮らせる環境の整備

## プランの内容

基本目標

I

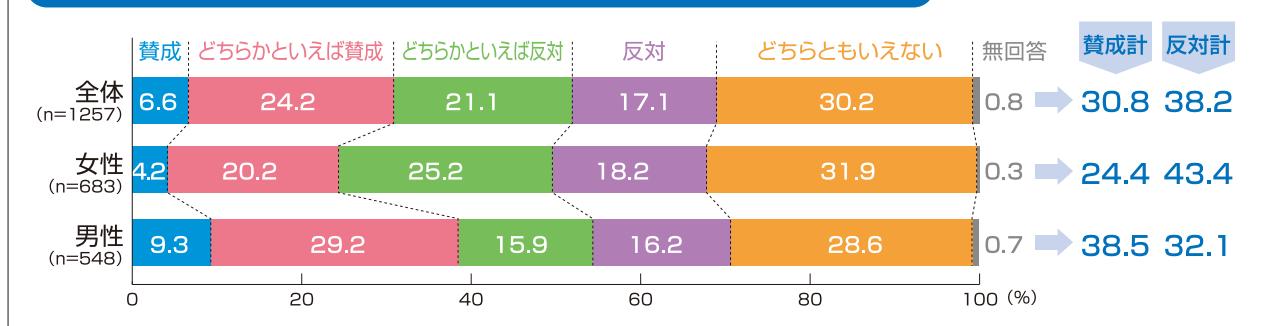
# 男女共同参画社会づくりに向けた意識の改革

男女共同参画社会は、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かちあい、一人ひとりがその個性と能力を十分に発揮して自分らしい生き方ができる社会であり、女性にとっても男性にとっても暮らしやすい社会です。

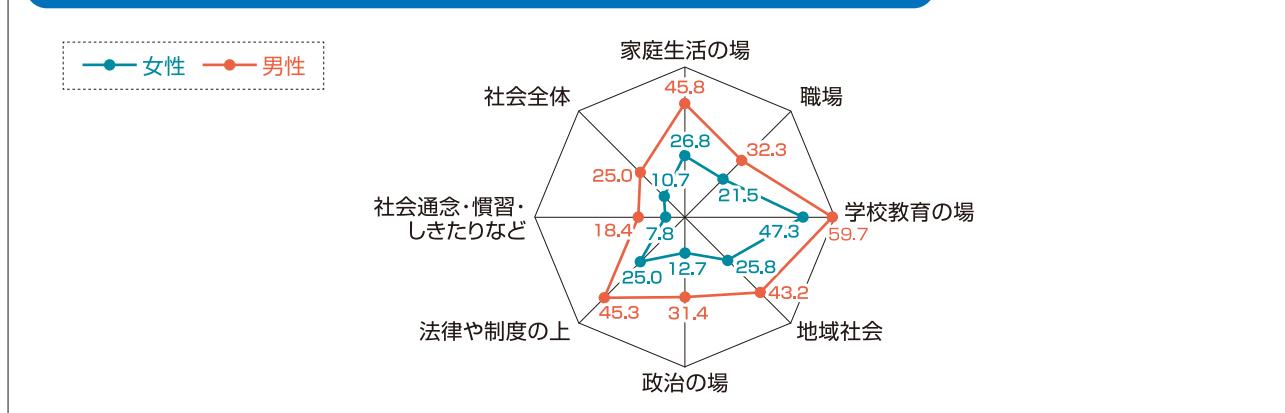
しかしながら、人々の意識の中に長い時間かけて形作られてきた性別に基づく固定的な役割分担意識は根強く、その意識が影響した制度や慣行は依然として存在しています。また、男女共同参画は働く女性のみの問題として認識されることも多く、あらゆる人々にとって必要であるということが十分に広まっていない側面もあります。

こうした状況は、それぞれの人が理想とする生き方や社会での活動の可能性を狭めることにもつながるため、男性や子どもを含めたあらゆる立場の人々にとって男女共同参画が必要であるという認識が広まるよう、男女共同参画社会づくりに向けた意識改革を進めていきます。

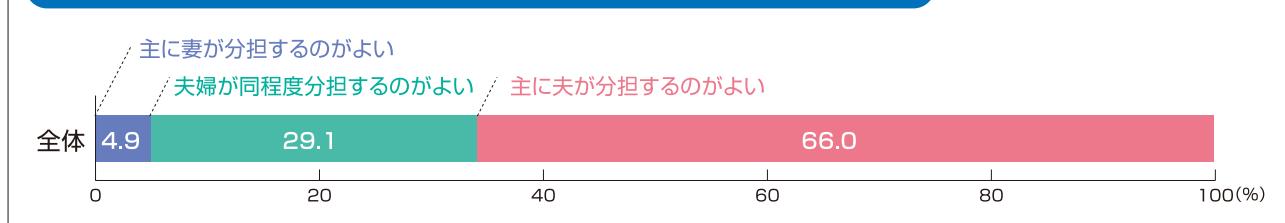
### 固定的性別役割分担意識(男は仕事、女は家庭)についての考え方(宮崎県)



### 男女が平等を感じている人の割合【各分野】(宮崎県)



### 家計を支えることについての意識(宮崎県)



資料:「男女共同参画社会づくりのための県民意識調査」(平成22年)

## 重点分野 ① 男女共同参画の理解の促進

### 理解と共感を広げる広報・啓発活動の推進

男女共同参画が必要であることをあらゆる人が共感し、理解することができるよう、男女共同参画の理念についてわかりやすい広報・啓発を推進します。

### 男女共同参画を推進する学習機会の充実

あらゆる世代の男女が、生涯にわたって男女共同参画の視点を学んだり、社会参画の意識を高めることができるように、講座の開催や講師の情報提供などによる学習機会の充実を進めます。

### 男女共同参画の視点に立った慣習・慣行の見直し

家庭、職場、地域などで男女共同参画社会の形成を阻害すると考えられる慣習・慣行の見直しについて、広く呼びかけを行っていきます。

### 男女共同参画に配慮したメディア表現の促進

広報、出版物における表現が性別に基づく固定観念にとらわれず、男女共同参画に配慮したものとなるよう、広報・啓発に取り組みます。

また、インターネットをはじめ様々なメディアからの男女共同参画を阻害する情報に対し、受け手側が主体的に判断できるよう、メディア・リテラシー\*の育成・向上を図ります。

指標項目	基準値		目標値	
	数値	年度	数値	年度
固定的性別役割分担意識（「男は仕事、女は家庭」という考え方）にとらわれない人の割合	38.2%	22	50%	28
社会全体で男女が平等になっていると感じる人の割合	16.9%	22	30%	28
宮崎県男女共同参画センター主催講座の満足度	97.2%	22	100%	28

## 重点分野 ② 男性・子どもにとっての男女共同参画の推進

### 男性に対する広報・啓発活動の推進

男女共同参画の意義について、男性自身が理解を深め、固定的性別役割分担意識にとらわれず自分らしい生き方ができるよう、男性を対象にした広報・啓発活動を推進します。

### 男性に対する支援体制の充実

男性であることで負っている社会的な重圧や悩みなどについて相談体制の充実を図り、男性が豊かで健全な生活を送れるよう支援を行います。

### 子どもの頃からの男女共同参画の理解の促進

次代を担う子どもたちが、性別によってその可能性が狭められることなく、将来を見通した自己形成ができるよう、子どもの頃からの男女共同参画の理解の促進を図ります。

### 子どもに関する支援体制の充実

次代を担う子どもたちが性別にとらわれず、個性と能力を発揮して健やかに育っていくため、社会全体で子どもを支える体制の整備を図ります。

指標項目	基準値		目標値	
	数値	年度	数値	年度
宮崎県男女共同参画センター主催講座（講師派遣を含む）の男性受講者の割合	—	—	30%	28
自殺者数（10万人当たり）	27.1人	22	22.9人	28
人権教育指導者養成研修会の受講者数（累計）	3,704人	22	4,900人	28

\*メディア・リテラシー／メディアの情報を主体的に読み解く能力、メディアにアクセスし活用する能力、メディアを通じコミュニケーションする能力の3つを構成要素とする複合的な能力のこと。

# 男女が多様な分野で活躍できる環境の整備

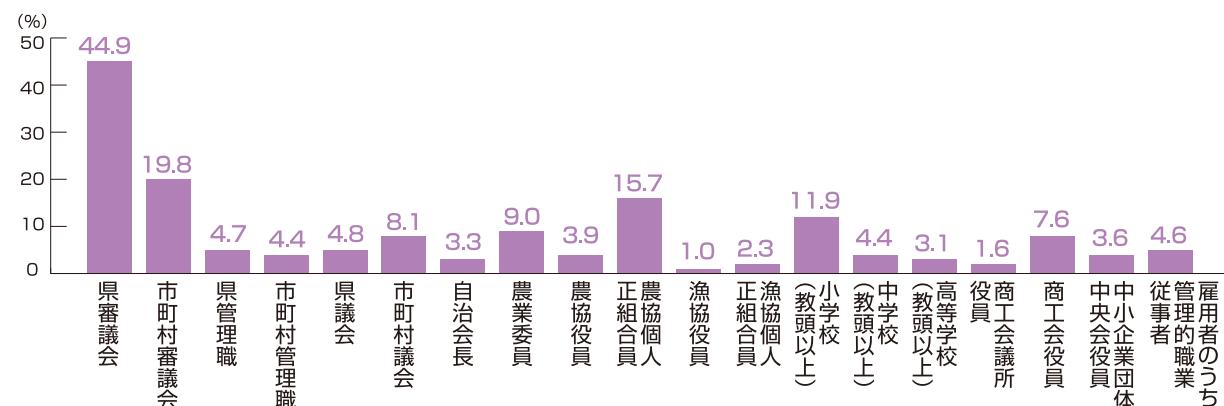
男女共同参画社会を実現するためには、男女が社会の対等な構成員として、社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保されていることが非常に重要です。

本県の女性の政策・方針決定過程への参画については、県の審議会等における女性委員の割合は全国でも高い水準ですが、それ以外の分野は低调であり、今後の取組を加速させる必要があります。

女性をはじめとする多様な人材がその能力を十分に発揮して様々な分野へ参画することは、将来にわたり活力ある社会を築いていく上で必要不可欠です。

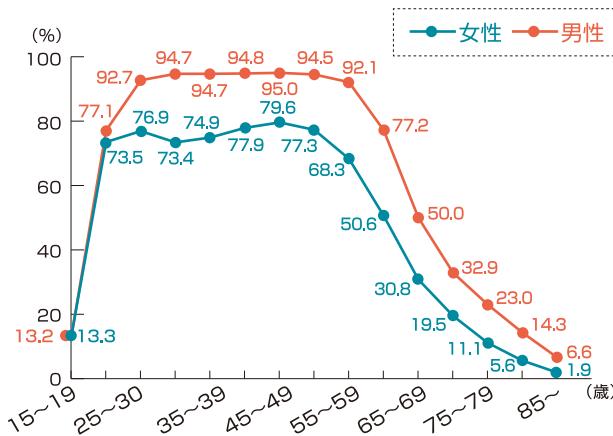
女性の政策・方針決定過程への参画促進や、女性のチャレンジ支援により女性の活躍の場を広げるとともに、家庭や職場、地域社会などで男女が共に支え合い、いきいきと暮らしていくよう、就業環境の整備や仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現、地域における男女共同参画を促進し、男女が多様な分野で活躍できる環境の整備を進めていきます。

各分野における女性の参画状況(宮崎県)



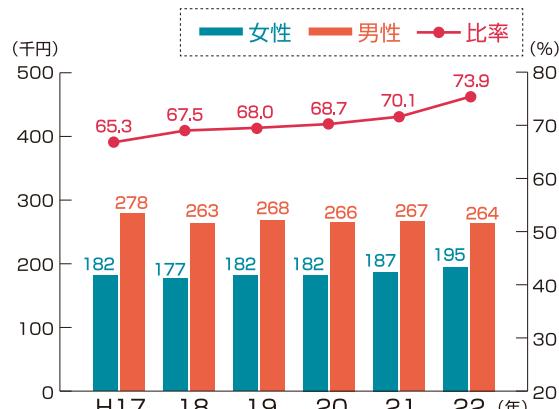
※注:県審議会はH23.3.31現在、県管理職、市町村審議会、市町村管理職、自治会長はH23.4.1現在、市町村審議会は広域の審議会等を含まない数値  
県議会及び市町村議会はH22.12.31現在、農業委員はH23.7月現在、農協役員、農協個人正組合員は平成21年度末、  
漁協役員、漁協個人正組合員は平成22年度末、商工会議所役員はH23.7.1現在、商工会役員はH23.4.1現在、  
中小企業団体中央会役員はH23.6.1現在、小・中・高等学校(教頭以上)はH23.5.1現在  
雇用者のうち管理的職業従事者はH17.10.1現在の数値

男女別労働率(宮崎県)



※労働率率…15歳以上人口に占める労働力人口(就業者+完全失業者)の割合  
資料:総務省「国勢調査」(平成22年)

一般労働者の所定内給与額推移(宮崎県)



※比率は男性を100としたときの女性の数値  
※一般労働者とは短時間労働者以外の労働者  
資料:厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

## 重点分野 ③ 社会における女性の活躍の場の拡大

### 施策・方針決定過程への女性の参画拡大

多様な考え方を生かした豊かで住みよい社会を築いていくため、県や市町村における各種審議会委員への女性登用を拡大するとともに、民間企業や各種団体等に対しても女性の参画促進を呼びかけます。また、県においても、意欲と能力のある女性職員の育成・登用に努めます。

### 女性のチャレンジ支援

社会の様々な分野における女性の参画や能力発揮を支援するため、就職・再就職や起業、キャリアアップ、社会貢献などの女性のチャレンジを総合的に支援します。

### 女性の人材の育成と情報収集・整備

社会における女性の活躍の場を拡大するため、指導的役割を果たす女性リーダーを育成するとともに、幅広い分野からの人材情報を収集・整備します。

指標項目	基準値		目標値	
	数値	年度	数値	年度
県の審議会委員に占める女性の割合	44.9%	22	50%	28
市町村の審議会委員に占める女性の割合	19.8%	22	30%	28
知事部局職員の副主幹ポスト職以上に占める女性の割合	8.7%	23	12.5%	28
教職員の教頭以上及び主要なポスト職(教務主任、生徒指導主任、保健主事、進路指導主任)に占める女性の割合	23.4%	23	25%	28
チャレンジ支援後、就職・起業した女性の数(累計)	63人	22	120人	28

## 重点分野 ④ 男女の平等な就業環境の整備

### 雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保

雇用の分野における実質的な男女の均等な機会と待遇を確保するため、男女雇用機会均等法の履行やポジティブ・アクション\*についての普及啓発及び企業の取組の促進を図ります。

### 多様な就業ニーズを踏まえた就業環境の整備

価値観やライフスタイル等に応じ、多様かつ柔軟な働き方を選択できるような労働環境の整備を進めるとともに、女性がライフサイクルの中で就業意欲と能力を十分に発揮することができるよう支援を行います。

### 活力ある農山漁村の実現に向けた男女共同参画の確立

女性の農林漁業経営や地域の方針決定過程への参画を促進するための啓発活動や研修等を実施するとともに、男女が対等な立場で働くための環境整備を推進します。

指標項目	基準値		目標値	
	数値	年度	数値	年度
育児休業制度を就業規則に整備している事業所(従業員数10人以上)の割合	79.9%	22	100%	28
年次有給休暇の取得率	47.1%	22	58.4%	28
JA正組合員における女性の割合	18.0%	22	25%	28
農業委員に女性が登用されている市町村数	21市町村	23	26市町村	28
女性の認定農業者数	345人	21	580人	28
林家女性起業グループ数	3グループ	22	5グループ	28
漁村女性リーダー数(累計)	72人	22	86人	28

\*ポジティブ・アクション／様々な分野において、活動に参画する機会に係る男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対して、当該機会を積極的に提供することをいう。男女共同参画社会基本法では「積極的改善措置」として規定されている。

## 重点分野 ⑤ 男女の仕事と生活の調和

### 仕事と家庭の両立支援と働き方の見直し

仕事と育児・介護等家庭の両立に関する意識啓発を進めるとともに、仕事と家庭生活を両立できるよう、育児・介護休業制度を取得しやすい条件整備や労働時間等を含む働き方の見直しなど、就業者が働き続けやすい環境の整備を進めます。

### 家庭・地域生活への男女の共同参画の促進

家庭や地域生活における様々な活動に男女が相互に協力して取り組むことができるよう、これまで参画の少なかった男性の家庭・地域生活への積極的な参画の促進を図ります。

### 多様なライフスタイルに対応した

### 子育て支援策の充実

多様な需要に対応した保育サービス等の充実、子育ての孤立感や不安の解消を図るための相談・支援体制の充実に努めます。

指標項目	基準値		目標値	
	数値	年度	数値	年度
「仕事と家庭の両立応援宣言」*を行う企業数	206企業	22	300企業	26
仕事よりも育児・プライベートの時間を優先したいと希望する県民の割合と現実に優先している県民の割合の差	28.5 ポイント	22	20 ポイント	26
多様な保育サービスを提供している保育所数	284か所	22	325か所	28
放課後児童クラブ(学童保育)*設置数	207か所	23	217か所	26
ファミリーサポートセンター*事業の実施市町村数	7市町村	23	13市町村	26
家庭教育支援ボランティア育成講座受講者数(累計)	329人	23	900人	28



\***仕事と家庭の両立応援宣言**／宮崎県が実施している取組で、企業・事業所のトップの方から、従業員が仕事と家庭の両立ができるような「働きやすい職場づくり」の取組を宣言してもらう制度。

\***放課後児童クラブ(学童保育)**／労働などの事情により昼間保護者が家庭にいない小学生の児童に対し、放課後や長期休暇中、保護者に代わって行う保育を行う制度。

\***ファミリーサポートセンター**／サービスを提供したい者と受けたい者が会員になり、保育所への送迎や保育時間外の保育などを有償で行う相互援助組織。

## 重点分野 ⑥

## 地域における男女共同参画の推進

### 地域における男女共同参画の基盤づくり

男女共同参画が地域に暮らす人々にとって身近なものとなるよう、市町村における男女共同参画の推進体制を整備するとともに、地域で男女共同参画の活動を行う人材への支援を行います。

### 地域づくり、観光、環境の分野における

### 男女共同参画の推進

地域づくり、観光、環境の分野において、女性の視点や能力を十分反映することができるよう、人材育成やネットワークづくりの支援を促進します。

### 防災の分野における男女共同参画の推進

東日本大震災などの大規模災害の発生時における、避難所運営や生活用品等の備蓄などについては、女性に対する配慮が十分でなかったことに伴う問題など、様々な課題が生じているところです。

これらの状況も踏まえ、災害時の被災者支援における男女のニーズの違いなど、男女双方の視点からの配慮がなされるよう、男女共同参画の視点を取り入れた対策の整備を進めます。また、地域防災活動への女性の参画を促進します。

指標項目	基準値		目標値	
	数値	年度	数値	年度
庁内推進会議設置市町村の数	14市町村	23	20市町村	28
男女共同参画計画策定市町村の数	12市町村	23	20市町村	28
男女共同参画の推進を活動分野とするNPO法人数	50法人	23	60法人	28
地域づくりネットワーク協議会加入団体数	178団体	22	200団体	26
自治会長に占める女性の割合	3.3%	23	10%	28
自主防災組織*率	63.5%	21	80%	28



\***自主防災組織**／災害対策基本法第5条の2において規定されており、住民一人ひとりが「自らの命は自ら守る」、「自らの地域は自ら守る」という考え方たち、自主的にそれぞれの地域での防災活動を行う組織。自治会、町内会、青年団、婦人会などの地域活動組織を生かして結成されるのが一般的。

# 男女の人権が尊重され、誰もが安心して暮らせる社会の構築

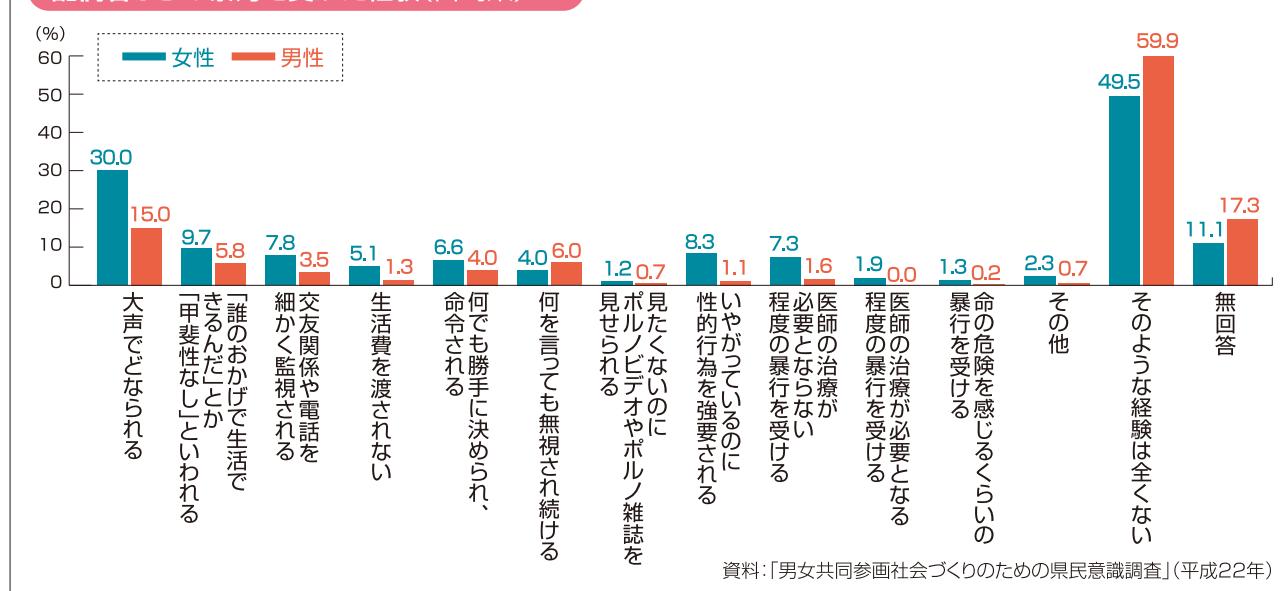
私たちが目指す男女共同参画社会は、個人が尊重される社会であり、その基礎となる理念は人権の尊重です。男女を問わず、すべての人の人権が尊重され、差別や偏見のない社会を築いていく必要があります。

個人の人権に対する重大かつ深刻な侵害である暴力は、その対象の性別を問わず、決して許されるものではありませんが、特に、女性に対する暴力は、その根底に女性の人権の軽視や、男女が置かれている社会状況に根ざした構造的な問題があると考えられ、暴力の根絶に向けた取組を強化する必要があります。

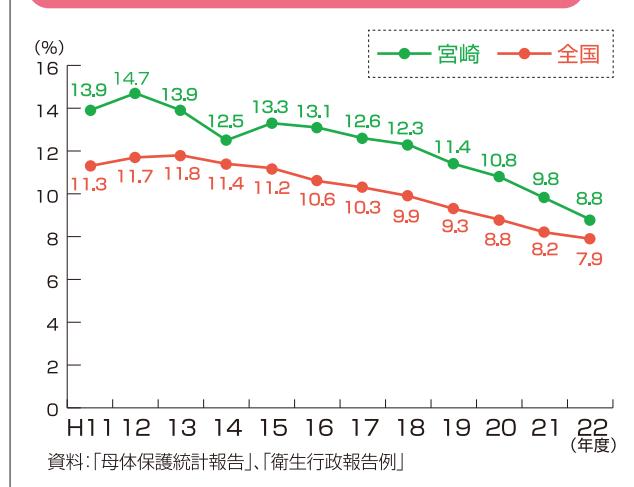
また、男女が、互いの身体的性差を十分に理解し合い、思いやりをもって生きていくことは、男女共同参画社会の形成に当たっての前提ともなることであり、男女が自らの身体について正しい情報を入手し、自分で判断し、健康を享受できるようにしていく必要があります。

さらに、昨今の雇用環境の悪化による非正規労働者の増加、ひとり親世帯、高齢単身世帯の増加など、生活上の様々な困難を抱える人が増加しており、このような人々への配慮も求められていることから、誰もが安心して暮らせる社会の構築に向けた総合的な取組を進めていきます。

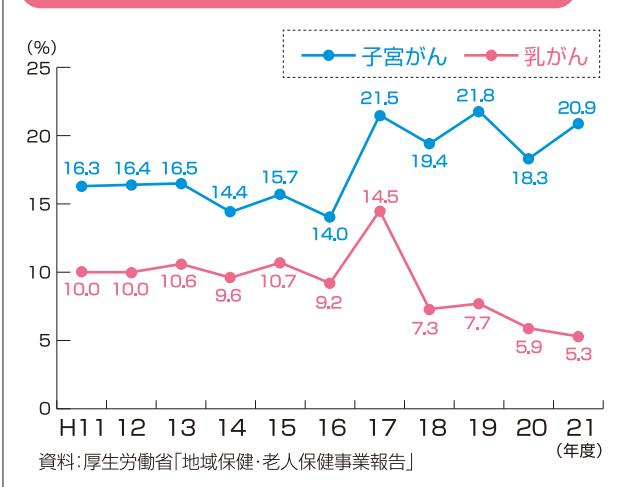
## 配偶者からの暴力を受けた経験(宮崎県)



## 人工妊娠中絶実施率の推移(宮崎県・全国)



## 子宮がん・乳がん検診実施率の推移(宮崎県)



## 重点分野 ⑦ 女性に対するあらゆる暴力の根絶

### 女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けた環境づくり

DV\*、性犯罪、売買春、人身取引、ストーカー行為\*、セクシュアル・ハラスメント\*等の女性に対する暴力は決して許されないものであるとの社会的認識を醸成するための広報・啓発活動を推進します。

#### 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・支援体制の充実

配偶者等からの暴力(DV)を許さない社会的気運の醸成を図るとともに、相談体制の充実や関係機関との連携強化を図り、被害者の保護・自立支援に向けた総合的な対策を推進します。

#### セクシュアル・ハラスメント、性犯罪等対策の推進

職場などにおいてセクシュアル・ハラスメント防止に向けた取組が進むよう啓発に努めるとともに、性犯罪の未然防止のための広報・啓発及び取締りの強化・被害者の保護対策を推進します。

指標項目	基準値		目標値	
	数値	年度	数値	年度
DV基本計画を策定している市町村の数	0市町村	23	9市町村	28
婦人相談員を設置している市町村の数	3市町村	23	9市町村	28
セクシャル・ハラスメント防止に向けた校内研修会を年間で複数回実施する学校の割合	19.7%	22	50%	28



\*DV(ドメスティック・バイオレンス)／配偶者や恋人など親密な関係にある又はあった人からふるわれる暴力。身体的、経済的、性的、精神的暴力などがある。

\*ストーカー行為／特定の者に対し、一方的に好意の感情や関心を抱き、執念深くつきまとい、相手に迷惑や攻撃や被害を与える行為を繰り返し行うこと。

\*セクシュアル・ハラスメント／性的嫌がらせ。他の者に対して、その意に反した言動を行うことにより、当該者の生活環境を害して不快な思いをさせること。性的な言動を受けた者の対応により当該者に不利益を与えること。

## 重点分野 8 生涯を通じた女性の健康支援

### 性と妊娠・出産等に関する健康と権利に対する支援

「リプロダクティブ・ヘルス／ライツ(性と生殖に関する健康と権利)」に関する意識の重要性について、広く社会に浸透させ、男女がともに正確な知識を持って、自ら健康管理を行うことができるようとするための施策を推進します。

また、妊娠・出産期は、女性にとっての大きな節目であり、健康上、不安定な時期になることから、安心して子どもを産むことができるように支援するとともに、不妊に悩む夫婦への支援も行います。

### 生涯を通じた女性の健康の保持増進対策の推進

健康教育や相談体制を充実させることにより、女性がその健康状態に応じて的確に自己管理を行うことができるようになりますことで、思春期・妊娠・出産期・更年期・高齢期等各ステージに応じて、生涯を通じた女性の健康の保持増進を図ります。

### 女性の健康に影響を及ぼす問題についての対策の推進

女性の健康に大きな影響をもたらす女性特有のがんや性感染症についての正しい知識の普及啓発を図るとともに、薬物乱用対策の強化を図ります。

指標項目	基準値		目標値	
	数値	年度	数値	年度
産科医療機関における家族計画指導(退院時)実施率	72.2%	22	90%	28
思春期・中高年期女性の健康教育参加者数	1,677人	22	2,000人	28
女性の健康を支援する指導者育成の研修会受講者数	554人	22	800人	28
子宮がん検診受診率	20.9%	21	50%以上	24
乳がん検診受診率	5.3%	21	50%以上	24

## 重点分野 9 様々な生活困難を抱える人々への対応

### ひとり親家庭の生活安定と自立支援

子どもの養育や就業、経済的不安等の様々な困難に直面しやすいひとり親家庭に対し、経済的支援や日常生活の支援及び就労支援を総合的に推進します。

### 高齢者、障がい者、外国人等が安心して暮らせる環境の整備

高齢者や障がい者、外国人等、様々な生活上の困難を抱えている人々が自立し、安心して暮らせるよう、就労支援、生活環境の整備その他必要な支援・サービスの提供を進めます。

指標項目	基準値		目標値	
	数値	年度	数値	年度
母子家庭の母等の能力開発後の就職率	68.6%	22	70%	28
「ユニバーサルデザイン」*の認知率	61.1%	23	75%	28
市町村による介護予防教室に参加した高齢者(延人数)	43,000人	21	64,000人	28
宮崎に住む外国人が暮らしやすいと感じる割合	—	—	100%	32

\*ユニバーサルデザイン／年齢、性別、障がいの有無、国籍など個人の特徴に関わらず、はじめからすべての人が利用しやすい製品や環境をデザインする考え方。

# プランの推進体制

## 1 県の推進体制

副知事を会長とする「男女共同参画推進会議」において、関係部局の連絡調整と、男女共同参画に関する施策の総合的運営を図ります。

また、有識者からなる「宮崎県男女共同参画審議会」の意見を積極的に取り入れ、取組に反映させていきます。

## 2 宮崎県男女共同参画センターの機能強化

県の拠点施設である「宮崎県男女共同参画センター」において、情報提供や啓発、相談事業などを積極的に展開するとともに、各種団体等とのネットワーク拡大に努め、地域が抱える様々な課題を男女共同参画の視点から解決していく機能を充実させます。

## 3 市町村との連携強化

住民と身近に接する市町村の果たす役割は重要であることから、県と市町村との一層の連携を図り、市町村の男女共同参画社会づくりに向けての取組を促進します。

## 4 関係機関・NPO等との連携・協働

男女共同参画を進める様々な機関や団体、NPO等との連携を密にし、自主的な活動を促進していきます。

## 5 計画の進行管理

具体的施策について掲げた指標について、定期的にその進捗状況を把握し、施策の妥当性や達成度を評価していきます。

# 行政、企業や団体、県民の役割

## 1 行政の役割

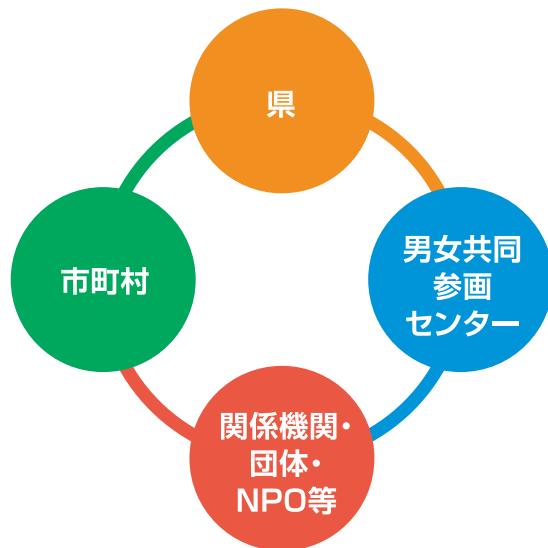
県は、各部局が連携・協力して、この計画に基づいた男女共同参画施策に取り組みます。また、住民の生活に最も密接な関係にある市町村においても、地域の実情や特性に応じた市町村男女共同参画計画を策定・改定し、計画に基づいて取り組む必要があります。

## 2 企業や団体に期待される役割

企業や団体は、経済や地域社会の活力を維持し、豊かな社会を築くための重要な役割を担っており、男女共同参画社会の実現に向けて、それぞれの特性を生かした取組が求められています。

## 3 県民に期待される役割

県民一人ひとりが男女共同参画社会の意義を理解し、その実現に向けて家庭、学校、職場、地域などのあらゆる分野で、積極的に参画することが求められています。





## 第2次みやざき男女共同参画プラン [概要版]

宮崎県総合政策部 生活・協働・男女参画課  
〒880-8501 宮崎市橋通東2丁目10番1号  
TEL(0985)26-7040 FAX(0985)20-2221  
<http://www.pref.miyazaki.lg.jp>

平成24年10月発行